

## 子ども手当について

平成22年6月より子ども手当の支給が開始されます。ここではその概要について紹介させていただきます。

### 1. 支給金額及び支給時期

平成22年度の子ども手当は、中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円を父母等に支給することとなっています。子ども手当の支給要件は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくしていること等となっており、所得制限は設けられていません。

平成22年度の子ども手当の支払いは、基本的には、年3回(平成22年6月、10月、平成23年2月)です。支払い月の前月分までの手当を支払いすることとなります。

(基本的な支払い)

平成22年6月…4月分、5月分の2か月分

平成22年10月…6月分、7月分、8月分、9月分の4か月分

平成23年2月…10月分、11月分、12月分、1月分の4か月分

### 2. 支給手続き

子ども手当の支給を受けるためには、お住まいの市区町村(公務員の場合には勤め先(所属庁))への申請手続きが必要です。ただし、本年3月まで児童手当を受給されていた方については、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と中学3年生)がいない場合は、申請が免除されており、新たな申請手続きを行わなくとも、子ども手当の支給を受けることができます。

(申請手続)

\* 児童手当を受給していない方で、子ども手当の対象となる子どもがいる場合

→「子ども手当認定請求書」の申請手続き

\* 児童手当を受給していた方で、子ども手当の対象となる子どもがいる場合

→「子ども手当額改定認定請求書」の手続き

市町村においては、申請等に基づき、受給資格に該当していることを確認のうえ、認定通知をお送りすることとなります。申請を受理されただけでは、支給が決定されたわけではありません。なお、3月末に転居をした場合は、転居後の市区町村へ申請手続が必要となる場合がありますのでご注意ください。

### 3. 扶養控除の見直し

(1) 年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。)に対する扶養控除が廃止されました。

これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされました。

(所法2、84、平成22年所法等改正法附則5)

(2) 年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。(所法2、84、平成22年所法等改正法附則5)

(3) 扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前:40万円)に引き上げられました。

(所法79、旧措法41の16、平成22年所法等改正法附則5)

## 4. 扶養控除廃止と子ども手当支給による年収別収入増の試算

サラリーマン世帯(専業主婦と小学生の子ども2人)の試算。子ども手当の全額 26,000 円支給後、所得税・住民税分の扶養控除廃止後の値。金額は2009年比で12年以降。【出所】大和総研試算

年収	児童手当廃止	子ども手当支給	所得税の控除廃止	住民税の控除廃止	合計(増加額)
300万	▲120,000	624,000	▲35,800	▲66,000	402,200
500万	▲120,000	624,000	▲40,100	▲66,000	397,900
700万	▲120,000	624,000	▲83,000	▲66,000	355,000
855万	▲120,000	624,000	▲152,000	▲66,000	286,000
865万		624,000	▲152,000	▲66,000	406,000
1000万		624,000	▲152,000	▲66,000	406,000
2000万		624,000	▲250,800	▲66,000	307,200

## 5. 子ども手当に関する問題点

### (1)財源確保の難しさ

民主党は、2011年度からの月2万6000円の完全実施には年間約5.3兆円かかり、半額を支給する2010年度でも約2.7兆円の財源が必要と見込んでいます。完全実施なら、防衛費(09年度当初予算で約4.8兆円)を上回る規模で、財務省内でも「財源確保は簡単ではない」との声が上がっています。

### (2)所得制限がない

本来、必要のない人にまで支払われることとなります。

### (3)国籍要件がない

どこの国の人でも日本に在来すれば自国に残した子どもに支給されることとなります。また養子でも支給されますので、極端な話、海外で100人の養子がいれば毎月130万円(2011年以降は260万円)支払われることとなります。逆に子ども本人が日本に居住していても、保護者が(単身赴任などにより)海外に居住しており、生計を維持する者が日本国内にいない場合は支給対象にはなりません。

### (4)扶養控除・配偶者控除の廃止

先に書いたように手当の財源確保策として、所得税の配偶者控除と扶養控除の廃止に伴い15歳以下や公立高校に通う子どもがいない家庭、子どもがいない専業主婦の世帯、大学生以上の子どもを持つ世帯、子どもが成人し親の介護のために働けない世帯にとっては増税になることから世論からの反発も予測されます。

